

## 第2回 島根県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成26年3月11日(火)

13:30～16:00

場 所 島根県民会館308会議室

○渡邊調整監 失礼いたします。皆様お忙しい中、本日はお集まりをいただきましてどうもありがとうございます。定刻には若干早うございますけども、委員の皆様御出席でございますので、ただいまから第2回島根県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます青少年家庭課の渡邊でございます。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして島根県健康福祉部長の原部長が御挨拶を申し上げます。

○原部長 委員の皆様には大変年度末のお忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより子ども・子育て支援に係る施策の推進に対しまして格別の御理解と御協力を賜っておりますことをこの場をかりて厚く御礼申し上げます。御案内のとおり、現在国におきましては平成27年度の新制度の施行に向けまして事業に係る費用ですとか、あるいは事業を実施する際の基準というものが検討されているところでございます。県におきましては、この推進会議のもとに専門部会として少子化対策推進部会とひとり親家庭等自立支援部会を設置しております。今までにいずれの部会も2回開催したところでございます。それぞれの部会におきましては、少子化意識調査やひとり親家庭の実態調査を行いまして、このほどの第2回目部会におきまして各調査の速報値を報告したところでございます。今後この調査の詳細な分析を行った上で計画に生かしていきたいというふうに考えております。また、市町村におきましてもこの子ども・子育て支援事業計画というものの策定をやっていただいているんですが、まだ会議そのものを設置していない町村もございまして、かなり進捗に差が出ているところがございます。27年度までもう本当の時間的にも非常にタイトな状況になってきております。計画策定が円滑に進められるように県としましても情報提供とか助言等に努めていきたいというふうに考えております。

さて、平成26年度の国の予算ですが、この新制度の前倒しというような意味合いもありまして、待機児童の解消や新制度の円滑な移行を図るための事業など、消費税の増税による税収を財源としまして、3,000億という数字の予算が計上されているところでご

ざいます。新聞等でも報道されておりますけども、新たな制度においては量的な拡充という部分と質の改善という部分にそれぞれ必要な経費、これに充てるためにどの程度財源として必要かということで、基本的には消費税、さらに10%に引き上げることになっておりますが、その10%後の財源として7,000億を子ども・子育て支援に充てるということがまずあって、それでも足りないので上乗せ的に幾ら必要かというような試算がなされておりました、これまでに各自治体等と関係保育団体等からいろんな御要望が出ておりました、そういった要望に基本的に答えるということでマックスで、もともとは3,000億の1兆円ということでございましたけども、今回再試算をされたところ4,000億の追加が必要ということで、1兆1,000億必要だというような試算が示されているところでございます。これが全て確保できると一番いいんですけども、国のほうの考え方としては、まず量的拡充という部分を優先すると、その上で質の改善についてどこまで行けるか、これは全額なかなか難しい面もあるので、内容について優先順位づけをして判断していくというような方針が言われております。量的拡充というのは文字どおり受け皿をどれだけふやしていくのか、定員の拡大とかそういったことだと思います。質の改善につきましては、これはどちらかといいますと、受け入れ体制をどう図っていくかということで、職員の配置ですとか、そういった処遇も含めてそちらのほうの改善を図って、数もふやしてより質の高い保育をやっていこうという意味合いだというふうに理解をしております。この状況は全国共通の制度として動き出すわけですけども、事業としては都市部と農村部というような地域でかなり量が相当これからも必要だというところ、あるいは量的にはかなりいいとこまで行ってるんで、あとは質を高めていくことが大事だとか、そういった地域によって実情がかなり違っている部分もあろうかと思っております。島根の中でも、松江市、出雲市を中心としたところはまだ待機児童が出ておるところもございます。一方で中山間地域へ行きますと、どちらかというところとやっぱり質の改善のほうを強化していきたいというような思いも強い部分があろうかと思っておりますので、こういった地域の実情をしっかりと国に伝えていい形で全国うまく運営していけるようにしてもらいたいということを考えております。いずれにしても、この量的拡充と質の改善というのは車の両輪ということでございますので、どちらか片方とかいうことじゃなくて同時にかつ均等に実施されるということが重要であるというふうに考えているところでございます。

本日は国の状況ですとか、部会における状況を御説明いたします。その上でこのたび策定する県計画の骨子について議論していただきたいというふうに考えております。委員の

皆様の忌憚ない御意見を頂戴いたしますようによろしくお願いいたします。

○渡邊調整監 ありがとうございます。本日は、若月委員様、原田委員様、松宮委員様の3名が御欠席でございます。若月委員様には代理として加藤様に御出席をいただいております。よって、委員16名中、13名の御出席をいただいております。過半数の方の御出席をいただいておりますので、本会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

続きまして、議事の前に本日配付しております資料の確認をいたします。お手元に配付しておりますので、御確認をいただければと思いますが、まず推進会議のレジュメ、それから配付資料の一覧ということであります。それと、推進会議の委員の名簿、それから席次表、配付資料は1-1、1-2、1-3、これを使いまして国、県の状況について御説明をさせていただきます。それから、部会の設けておりますが、部会の状況につきまして資料2-1、2-2、2-3によりまして御説明をさせていただきます。それから、資料3、資料4-1、4-2、4-3と配付しております。これが県計画の骨子、あるいは記載内容について御審議をいただくときに御説明させていただく資料でございます。資料5として、第1回目の会議でもスケジュールをお示ししておりますけれども、参考までに資料5ということで今後のスケジュールをおつけしているところでございます。

それから、しまねっこすくすくプランという、冊子を1冊御用意させていただいております。これは次世代の後期の行動計画をつくったものでございます。ここら辺も参考資料ということで御配付させていただいております。資料が不足するようなことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、議事に入りたいと思っておりますけれども、これより先は高橋会長に進行をお願いしたいと思います。

高橋会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長 それでは、早速始めさせていただきたいと思っておりますけれども、この第2回目の本会でございますが、この間それぞれ部会が2回ずつ開催されておられまして、本日はその部会の報告もあわせて今後この計画策定を行っていく上でのさまざまな御意見を皆さんのほうから頂戴したいというように思っております。先ほど部長さんのほうから量の拡大、あるいは質の向上という、この2つの命題を私どものほうに突きつけていただいたというように思っているわけでございますけれども、特に量的な事柄については対応方法というものは具体的にどうしていけばいいのかというのは出てまいるわけですが、質

の確保ということについては非常に難しい課題ではあるかと思えます。ぜひともそのあたりについて一つきょうは積極的な御意見をいただきたいというように思っております。少子化対策推進部会のほうでは、島根県が第1子、第2子についてはいわゆる出生率と申しましょうか、そういったものは全国平均から若干少ない、あるいはほぼ同じということではありますが、実は第3子の出生率というものは全国平均をはるかに上回るという結果が出ているわけです。私はこの点は非常に評価していく必要があるんじゃないか、すなわち子育ての質の高さというものがそこに大きく反映しているんじゃないだろうかというように考えているわけですが、そうした面もあわせてぜひ御議論をいただければというように思っております。

それでは、進めさせていただきたいと思えますが、審議に入る前に事務局のほうから一つ提案がございます。よろしくお願ひいたします。

○渡邊調整監 失礼いたします。本日は皆さん御承知のように東日本大震災の発生から3年となります。政府においては、被災者を追悼する式典を開催し改めて亡くなられた方々に対して哀悼の意を表するとともに御冥福をお祈りするため、発生時刻である14時46分から1分間の黙祷をささげることとされました。つきましては、本推進会議におきましてもこの趣旨に賛同し同時刻に黙祷をささげたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○高橋会長 それでは、今事務局のほうから御提案がございました。14時46分という時刻になりまして哀悼の意をささげるということで1分間の黙祷を行いたいというように思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。そうしましたら、事務局のほうから御指示をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず子ども・子育て支援制度に関する国における検討状況、それから、県における発達障がい及び幼児教育の状況、これは前回の会議の中で一つの課題として提案がなされていた事柄でございましてけれども、こうした事柄について事務局のほうから御報告をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○朝倉主任 島根県青少年家庭課の朝倉と申します。まず私のほうからお手持ちの資料1-1、子ども・子育て支援新制度に関する検討状況についての資料を御説明させていただきます。座って説明させていただきます。この資料1-1は国の子ども・子育て会議で審議されている事柄について整理したものとなっています。1枚おめくりいただきますと、1ページのところに目次があります。既に基準等が取りまとめられたもの、まだ審議中の

ものがありますが、おおむねこのような事柄について審議が行われています。まず、2ページのところですけれども、保育の必要性の認定についてということで子ども・子育て新制度では市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性の認定を行うこととなっています。これは保護者の視点に立つと自分の子どもを幼稚園や保育所に入所させたいというときには、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があるということになります。この認定区分ですけれども、下の表にありますように1号、2号、3号という3つの認定区分があります。1号認定については現行でいうと幼稚園に入る場合に必要となる認定、2号、3号は保育所へ入るときに必要な認定、そういう形でイメージしていただけるとおわかりいただけるかなと思います。

続きまして、3ページですけれども、保育の必要性の認定事由ということで国の子ども・子育て会議では主に2号、3号に該当する事由、現行制度でいきますと保育所に入るための要件、これを中心に審議が行われてきています。3ページのところの表では、現行制度と新制度の相違点を示したものとなっています。①から⑤、就労、妊娠、出産、疾病、障害といった事柄はおおむね現状の対応方針が引き継がれます。そして、より要件を明確にするために右側の⑥から⑨にあるように求職活動、就学、虐待やDV、こういった事柄について、これまでですと左側の⑥、その他ということで市町村の運用に任せられていた部分が法令上明記されるということになります。

そして4ページ、次は区分、保育の必要量についてですけれども、新制度では保護者の就労時間などに応じて、一つ目の丸にありますように、主にフルタイム就労を想定した保育標準時間認定とパートタイム就労を想定した保育短時間認定の2つの区分が設けられることになっています。二つ目の丸にありますように、保育標準時間認定につきましては月の就労時間が120時間以上の方が対象になる。三つ目の丸にありますように、保育短時間認定は月の就労時間の下限が48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上の方が対象になるということになっています。言葉だけではわかりにくい点があると思いますので、下の参考の①のところで少し図としてあらわしてみました。この図は保育短時間認定の下限を48時間というふうに仮に設定した場合ですけれども、月の就労時間が48時間未満であれば教育標準時間認定という認定となりますので、現行制度でいきますと保育所に入る要件は満たさないということになります。それから、48時間から120時間未満、月に就労されている場合については保育短時間認定という認定になります。そして、120時間以上勤務されていた場合は保育標準時間認定の認定を受けることができるという形

になります。参考までにその下、参考②のところで現在では各市町村で保育所入所のための就労時間の下限をどのように設定しているのかということを示した表になっています。下限時間を設定していないという市町村が過半数の10を占めています。したがって、この下限時間を設定していない市町村においては今後48時間から64時間の間で新たに設定する必要があるということになります。

続きまして、5ページのほうに進みます。保育標準時間と保育短時間、それぞれの認定を受けた場合にどう変わってくるのかということ③と④のところでお示ししています。見ていただきたいのは④のところですが、上のほう、保育標準時間認定を受けた場合は現在と同様、最大で1日11時間、保育所を利用することができるということになります。一方で保育短時間認定を受けた場合には1日の利用時間が8時間ということになります。この時間を超えて利用したいという場合については延長保育事業がありますので、そちらの事業を利用して11時間ないし8時間以上の利用をしていただくということになっています。

6ページですが、優先利用について。優先利用の例示ということで、真ん中から下、丸数字①から⑨で示してありますけども、例えば①のひとり親家庭であったり、⑤の子どもが障がいをもつ場合であったり、⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合などが示されています。最終的にどういった方を優先利用としていくのかということについては保育の実施主体である市町村で検討していただくということになっています。

それから、続きまして、7ページのほうに行きます。7ページは確認制度についてということですが、一つ目の丸、新制度では市町村が給付の対象となる施設や事業所、幼稚園とか保育所に当たりますけども、こういった施設、事業所を確認し確認を受けた施設に対して財政支援を行うという制度設計になっています。施設側の視点から見ますと、市町村の確認を受けることで財政支援を受けることができるということになります。では、どういった基準があるのかということについては2番の運営基準についての下の表で示してありますけども、こういった事柄について今度は市町村のほうで条例で確認の基準というものを示していくことになっています。

また、8ページのところで、情報公表についてということがありますが、一つ目の丸、確認を受けた施設は表に示された事柄を都道府県に報告することが義務づけられています。そして、都道府県はこの報告の内容を公表することが求められているということになっています。

続きまして、9ページから10ページ、幼保連携型認定こども園の認可基準についてということで1番、基本的な考え方の一歩上の丸ですけれども、幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ単一の施設としての認可基準が示されました。また、2つ目の丸、既存施設からの円滑な移行を確保するため園舎面積や園庭の面積など速やかに対応することが困難な設備に限り一定の移行特例が設けられることが示されています。具体的な基準については、2番、施設パターン別の基準案(1)で新設の場合には、真ん中の箱になりますが、基本的な考え方として幼稚園と保育所の基準を比較して高い方の水準を引き継ぐという考え方をベースにして学級編制、職員配置基準、園舎、保育室の面積などの基準が示されています。それから、10ページのところにあります(2)、既存施設からの移行については、これも真ん中の箱のところ、基本的な考え方とありますけれども、新たな基準に適合するよう努めることを前提として設備に関して移行特例を設けることが示されています。この幼保連携型認定こども園の認可基準については国が示した基準をもとに最終的には県の条例で定めることになっています。

続きまして、11ページのところに行きます。11ページについては地域型保育事業についてということで、子ども・子育て新制度では、ここに示してあります小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育について、新たに児童福祉法に位置づけて多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みになっています。12ページのところでは、このうち定員が6名から19名の小規模保育の認可基準について、一つ目の丸のところがありますが、小規模保育については下の表にありますように、A型、保育所の分園であったりミニ保育所に近いような類型、それから、C型、家庭的保育に近い類型、それから、A型とC型の中間型であるB型の3種類の認可基準が設定されることになっています。各類型の認可基準の詳細については下の表に示してあるとおりとなっております。

続いて、13ページのところになりますと、この13ページは小規模保育以外の家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業について、こちらの下で示してあるような形で認可基準が国のほうから示されています。この地域型保育事業の認可基準は今後、市町村の条例で定められることとなっております。

続きまして、14ページからになりますけれども、14ページから16ページぐらいにかけてまして、地域子ども・子育て支援事業についての説明をさせていただいております。市町村では一つ目の丸にありますけれども、13の事業ですね。2番、対象事業とその内容の

ところで、14ページから16ページの上までのところで、①から⑬と示してある事業、この事業を実施することになります。市町村がこの事業を実施するに当たって、まずはニーズ調査を実施して需要、どれだけその事業を利用したいというニーズがあるのかというものを把握して、その需要に対応できるよう供給体制の確保方策を市町村計画に記載することとなっています。具体的には、参考のところ、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを一つ例として挙げさせていただいておりますけども、こういった計画を立てた市町村につきましては、平成27年度は①需要、放課後児童クラブを使いたい人が800人いるのに対して受け皿が500人分しかないので300人分不足しているという状態だった。このため段階的に受け皿をふやして、平成30年度には需要と供給を一致させる、こういったことを計画に記載していくこととなります。16ページのところでは、参考までに現在各事業が島根県の中でどのぐらいの数を実施されているのかということを一覧表にまとめたものを添付させていただいております。

続きまして、少し飛びますけども、20ページのところへ進んでいただきたいと思えます。20ページのところは待機児童解消加速化プラン等、子ども・子育て支援の充実についてということで、平成26年4月、もう間もなくですけども、消費税が8%に上がります。20ページ、1、概要の一つ目の丸のところにあります、その消費税の増税財源をもとに待機児童解消加速化プランや保育緊急確保事業を実施して子ども・子育て支援の充実を図ることとなっています。子ども・子育て新制度は平成27年4月から施行されることが予定されていますけども、その新制度の施行を待たずに各種事業に取り組み、子ども・子育て支援の充実に取り組むということになっております。

その下、参考のところ、平成26年度についてですけども、待機児童解消加速化プランや保育緊急確保事業、社会的養護の充実に国、地方合わせて約3,000億の予算が投じられるということになっています。2番の待機児童解消加速化プランの推進ですけども、平成27年度までに20万人、保育ニーズがピークを迎える平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保して、待機児童の解消を目指すということになっています。そして、21ページのところですけども、次は保育緊急確保事業として新制度における施設型給付や地域型保育給付に関するような事業であったり、子ども・子育て支援事業の一部を平成26年度から先行して行うこととされています。

それから、22ページのところ、次は公定価格についてというところになります。この公定価格というのは余り耳に聞いたことのないような言葉ですけども、公定価格というの



は一体何なのかということについては、2つ目の丸のところ、施設、幼稚園や保育所が子どもを1人受け入れたときに必要となる費用、これを公定価格というふうに言います。当然、幼稚園や保育所のほうで子どもを1人受け入れれば保育士であったり幼稚園教諭の人件費がかかったり、教育、保育を行うときに費用がかかったり、また施設を維持するため光熱水費などの費用もかかりますので、そういったもの、子どもを1人受け入れたらどのぐらいの費用がかかっていくのか、それを公定価格として表示していくということになっています。実際にどのぐらいの費用がかかるのかという水準については、現在、国の子ども・子育て会議で検討されています。基本的な考え方としては、2番の公定価格の基本的な構造、一つ目の丸のところにありますように、認定区分や保育の必要量、そういったことを勘案して算定されるということになっています。公定価格のイメージは下の表にありますように、人件費や事業費、管理費といった共通して費用が発生する基本額と個別に発生する加算額の組み合わせにより行うこととしてはどうかということで議論がされています。3番のところにありますように、おおむね今年度中には骨格が固まって4月から6月ごろには仮単価が示される予定となっています。

続きまして、23ページのところ、利用者負担についてです。この利用者負担というのは、保育所に子どもを入園させておられる保護者であれば保育料に該当するものになりますが、これについてどうしていくのかということについても現在、国のほうで議論が進められています。利用者負担については、現在の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに検討され、国が利用者負担の基準額を示すということになっています。2番のところでイメージの図を記載させていただいておりますが、左側が現行、右側が新制度。表では現行は税額等に応じて8段階、新しい制度、右側は6段階となっています。当初はこのような形ではどうかということで国から案が示されていましたが、今、国の子ども・子育て会議の審議の中では新制度でも現行制度と同じく8段階にしてはどうかというような議論も進められているところです。また、新制度では保育標準時間と保育短時間の2区分が設けられますので、それぞれの区分に応じた利用者負担の基準を国が定めることとなります。ここで一つ、理解をしておいていただきたいのは、国が示す基準というのはあくまでも基準額ですので、実際に市町村が保護者の方から徴収する保育料と必ずしもイコールではないということになっています。

それがどういうことかということについて、次の24ページのところで資料として掲載させていただいております。参考として雲南市のケースを使わせていただいておりますけ

ども、左から3つ目の箱のところでは現行の費用徴収基準額というのがあります。新しい制度でも国がこういった徴収基準額というのを示してきます。ただ、現行制度などでも見ていただけるとおり、雲南市が実際に保護者から徴収している保育料というのは国が示した基準額よりも低い額で実際は徴収しているということになっています。今後、国が基準額を示しますので、その基準額を上限にして各市町村で実際に保護者から徴収する金額を設定していくということになっています。

続きまして、25ページのところです。子ども・子育て新制度では量的拡充と質の改善、これが2つの柱として上げられています。これらを実施するためには、最新の試算では1兆1,000億円程度必要とも言われていますけども、右側のところにありますように、このうち7,000億円は消費税増税による財源が確保されていますが、残りの4,000億円については現段階では確保のめどが立っていないという状況です。3番の対応方針のところがありますが、まずは量的な拡充を優先させる。その上で質の改善については優先順位を検討することとなっています。何を優先するのかということについては最終的な結論は出ておりませんで、今後国の子ども・子育て会議などで議論して決定していくことになろうかと思っております。

それから、最後26ページのところです。障がい児保育の現状についてということで、2つ目の丸、平成15年度から特別児童扶養手当支給対象児童4人に対して、1人の保育士が配置できるようなお金が地方交付税措置として措置されています。これが3つ目の丸のところにありますように、平成19年度からは地方交付税の算定対象が軽度障がい児にも広げられるとともに特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置ができるよう交付税措置がされるようになりました。下の表、イメージ図で見ただけだと何となくイメージがつかめるかなというふうに思います。また、それ以外に国の補助事業を活用して2番のところにある研修の実施であったり、27ページのところの3番のところにありますように、障がい児を受け入れるために必要な施設の改修費用の補助であったり、4番のところにあります放課後児童クラブが障がい児を受け入れたときに専門的知識を有する指導員を配置した場合に係る経費の補助などの事業も行っています。あわせて国の補助基準を満たさないものについては、県独自事業として5番目の表に示してあるような事業を現在実施しているという状況となっております。資料1-1の説明は以上です。

○嶋田グループリーダー 障害福祉課の嶋田と申します。座って説明させていただきます。資料ナンバーですけれども、1-2をごらんください。私のほうからは島根県の発達障が

い者支援の基本的な考え方と県の政策の取り組みについて御説明させていただきます。1枚目のところにありますように、県では4本の大きな柱を持って取り組んでおります。まず一つ目ですが、市町村を中心とした地域体制の整備ということでありまして、発達障がいへの支援については第一義的に市町村で支援を行うということになっておりますが、その市町村の中でも保健、医療、福祉、教育、就労、それぞれの各分野の協力、連携を持ちながらやっていくということで、漏れない、切れない支援、矢印が就学前から卒業後、ライフステージ通じて支援ができるような形で支援を行っていくような体制づくりを行っております。それから、2番目としまして市町村での支援を支えるバックアップする役割として県で発達障害者支援センター、ウィッシュ・ウインド、2カ所の専門機関を設けておりますが、現在この発達障害者支援センター、こちらでの直接的な支援が中心であったわけですが、なかなか現在年間4,500件、5,000件という相談になっておりまして、その人員体制だけでは支援ができないということがあって、今後は市町村での支援体制をバックアップする、そういった形へのシフトを考えております。

それから、3番目といたしまして、専門的な医療、療育を支える体制の整備ということで、適切な診断、治療ができる、医療機関ですとか療育の場面、そういったところを強くしていくということで、現在子どもの心の診療ネットワーク事業ですとか、そういったところで各圏域においてもそういった診療ができる体制の整備に向けて取り組んでおるところです。

それから、4番目ですが、これは理解、啓発、一般の方々に対してそういった発達障がいへの理解を深めるような政策を展開するというところで、この4つの柱を基本にしております。

2枚目をごらんください。現在の具体的な施策を盛り込んでおります。これは平成25年度、今年度の取り組みですが、就学前から卒業後、左から右に向かって年齢が上がるような形になっておりますけれども、まず就学前のところ、乳幼児期検討チームということで現在1歳半検診の検診マニュアルの見直しを行っております。また26年度に向けて新しいそういったマニュアルで検診を行いながら、そういった早期発見に向けての精度を上げていく取り組みを行ってまいります。それから、卒業後のところ、就学中のところは特別支援教育課、教育庁のほうで対応しておりますけれども、卒業後のところについては発達障がいの相談支援員さん、相談支援専門員さんが今いろいろなサービスを組み合わせて支援をしておりますけれども、そういった専門員さんに対して発達障がいに特化した研修

を行ってまいります。それから、就労に向けての対応ということで就労移行支援事業所の皆さんに研修を行って具体的な支援の方法等をやっております。今まで就学中、学齢期については比較的対応ができていたということですが、就学前のそういった早期発見、早期支援ですとか、卒業後の就労に向けた動き、そういったところが弱かったということで、平成25年度から白の丸で囲っておりますところを重点的に取り組んでいる状況でございます。障がい福祉からは以上です。

○野島指導主事 失礼いたします。教育庁義務教育課、野島と申します。幼児教育にかかわって御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。資料1-3でございます。幼稚園、小学校、中学校等で行います学校教育と申しますのは、幼稚園教育要領、または学習指導要領を受けて実施することになっております。これは教育課程の展開でありますとか、保育、教育の一定レベルの確保のために基準となるものでございます。学習指導要領と申しますのは、おおむね10年に1回改定されておりますけれども、前回の改定は平成20年でありました。この年、小・中学校、また幼稚園の要領が同時に改定されております。この平成20年の学習指導要領の改訂にあわせまして、島根県に教育課程審議会が設置されました。それで新学習指導要領の改訂に伴う教育課程の望ましい編成と実施ということについて答申が出されました。皆様の資料の1-3、島根の教育で大切にしたいことでは、幼稚園、小学校、中学校について答申の重点を端的にあらわしております。裏面をごらんいただきたいと思います。幼稚園の教育の重点を載せております。6つの重点につきましても、幼稚園教育要領で示されます5つの領域に関する事、それから幼児教育における今日的課題から構成をされています。それと、資料にはございませんけれども、教育基本法第17条の定めによりまして、教育振興基本計画を立てることになっております。島根県の基本計画はしまね教育ビジョン21として示しておりますけれども、平成25年度をもちまして10年の計画期間が終了することを受けまして、現在次期計画を策定しているところでございます。次期計画におきましては、就学前から小・中、高校まで貫いた島根の教育という方向性を出していく考えでありますけれども、現在総合教育審議会の答申を待っているところでございます。答申を受けまして皆様にお示しできる形にまとめていく運びとなります。

それでは、資料3ページ、中ほどから5ページにかけては教員研修について御説明をさせていただきます。教育委員会では幼稚園教育ということで、主に教員研修の企画をさせていただきます。資料3ページの幼稚園教育課程研修、それから資料4ページの新規採用幼稚園

教諭研修、（４）教職経験１１年目研修は必修的研修でございます。（１）の幼稚園教育課程研修といいますのは、県内全ての公立幼稚園から１名以上の参加を義務づけております。平成２５年度は約３００名の参加でございました。資料に載せておりますけれども、研究主題というものを設定いたしまして、それに対する実践発表とか協議を行っております。（２）番、幼保小連携講座というのがございます。これは希望者に参加いただく研修でございますが、この研修については小学校、それから幼稚園の教諭、保育所の保育士に募集をかけております。昨年度、保育士さんは５０名ほどの希望が出ております。２６年度も同様に募集をかけていこうと考えているところでございます。

教育委員会の説明は以上で終わりにします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、この新制度、それから発達障がい、それから幼児教育、それぞれ御説明をいただいたところですが、この報告の内容につきまして質疑をさせていただきたいと思えます。どなたでも結構ですので、よろしく願いいたします。御発言のほうをお願いいたします。

中山委員さん、お願いいたします。

○中山委員 教育のことに関してでございますけれども、平成２１年から１０年をめぐりまして免許の更新制ということで、幼稚園もその対象になっているのですが、現実問題として保育所の職員もほぼ１００％近く幼稚園教諭の免許を持っておりますが、これは更新の対象になってないということではあったらかし。それで、今度の移行するときに将来的に仮に新制度に移行したときに３０時間の研修を受けなきゃならないと、こういうことになるのかなど。ですから、現在使っていない免許については更新する必要ありませんと、こういうことで来るとということで、なかなかちょっと移行のときにスムーズにできるのかなというのがちょっと疑問でございます。

それから、ここにも当然書いてありますけれども、以前から私どもも就学前教育だとか幼稚園教育という言葉は使っていたんですけども、このたびの新制度では就学前における学校教育という言葉が使われるようになっていくということで、いまだによくわからない。就学前の学校教育とは何なのかがよくわからないということで、何かおわかりになるようだったら御説明をお願いしたいと。

それから、まとめて全部やってしまいますけど、今度、新制度に移行するのに以前の総合こども園っていうか、いわゆる民主党政権下のところの制度と今回の制度にどの辺に整

合性があるのかっていうのがよくわからないんですけども、最近はまだ専ら幼保連携型の認定こども園、これは法律に基づく認定こども園っていうことですが、それ以外にも当然以前言われていたような4類型があるかと思っておりますけれども、現実問題としてこの島根で幼保連携型っていうのが早々想定されるのかどうなのかというのがちょっとクエスチョンです、もともと。

それから、先般の第15回の基準検討部会の中で事務局の説明の中でこういう説明があったんですけども、認定こども園については教育標準時間認定を受ける子どもの人数と、いわゆる1号認定ですね、保育認定を受ける子どもの人数、いわゆる2号、3号を分けて設定するとした部分について幼保連携型認定こども園に移行する際に1号認定の子どもの定員を設けることは必須とされていないと。ですから、1号認定は設けなくていいと、2号、3号でやってもいいと、こういうことになっているんで、これ何か根本的に覆るような発言じゃないかなというぐあいには思っております。そのあたりの情報があれば。

それから、ちょっと施設整備費のことに触れられなかったんですけど、このたびの15回では減価償却費の外枠にいわゆる加算部分として公定価格には入れないということで、加算部分につけて減価償却費を明記したということが言われておりますんで、これに基づいて今後施設整備費については、当初から言われてたように、なくなるものなのかどうかということもちょっとわかればお聞かせを願いたいと思っております。

それから、もう言い出すと切りがないんで、ちょっとどっかでやめますけども、とりあえずそこまでにしときましましょうか。

○矢野課長 失礼します。義務教育課の矢野でございます。よろしくお願いたします。免許更新のことでございますけども、先ほど御指摘いただいたように、更新は、実際に使用している免許状についてのみの対象となっております、この更新制がスタートした時点では市町村のほうにおいても幼稚園の免許を持っていらっしゃる方が保育所で働いていらっしゃるって、次幼稚園におかわりになったときに期限が切れていて、失効はしてないのですけれども、講習を受けなければいけないというようなことが幾つかございました。今は制度が進んできまして市町村のほうでもしっかり認識しておられますので、そういったことが起こっていないわけですが、今後、先ほど御指摘いただいたような新しい免許も出てくることもございまして、新しい免許が取ればそれを取得してから10年間更新の必要はなくなるということではございますけれども、そのあたりまだ私のほうも十分に整理しておりませんし、国のほうからも指示が出ておりませんで、今後またできるだ

け情報提供は行いながら遺漏のないような形で進めたいと思っております。

○榎川グループリーダー 義務教育課、榎川でございます。学校教育という言葉についてお願いします。まず、学校教育法の第1条では学校をこのように規定をしております。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学と。そして、この就学前における学校教育というからには、就学前の今の学校教育の中に入るものは幼稚園だと思われま。しかし、平成17年の中教審の答申の中では幼児教育という言葉の定義を就学前における幼稚園、保育所、あるいは家庭教育も含めた広がりある概念というふうなことを言っておりますので、お答えになるかどうかわかりませんが、就学前における学校教育といひますのは現段階では幼稚園における教育というふうなことで定義できておるのではないかというふうに思っております。以上です。

○中山委員 そのこのところは、いわゆる学校教育法の1条、いわゆる1条項といわれる中には今度の新しい認定こども園は入らないんですよね。これ内閣府ですから。入らないけど、そこで学校教育という言葉が使われているんですね。その辺の矛盾がどうなるのかということなんです。

○榎川グループリーダー ちょっとそのお答えは宿題にさせていただいてよろしいですか。

○高橋会長 ただ、子ども部会の中では議論も一つ出ているところなんです。この用語ですね、言葉の使い方というものについてはやはり慎重にぜひ展開していただきたいというように思っております。それで、例えば島根県の教育課程審議会の答申の中で、ここでは12ページなんですけれども、下のほうから2つ目の丸の上から3行目のところに保育公開というような、行事や保育公開というような言葉が見られます。それから、実際にやっておられる預かり保育という保育という言葉が、これは幼児教育に関する審議会の中の一定の使用ということですので、基本的には島根県としては保育という言葉も現実的に使っておられるというように思うんですね。でも一方では、教育課程に基づく活動という名称で事柄として幼児教育を捉えておられるわけですので、何かちょっとこのあたりの用語の整理といいましょうか、少子化対策推進部会としてはどういう考え方でやっていくのか。先ほどありましたように、あくまでも内閣府サイドの新しい新制度に基づいての用語と、それから、実際の現場で使っておられる言葉ですね。こういったようなものをやはりある程度整理しておかないと混同してしまう、こんがらがってしまうっていう可能性っていうのはあるのかなっていうようにちょっと思いましたもので、その点の指摘だろうというように思いますので、よろしく願いいたします。

○渡邊調整監 わかりました。認定こども園の件でございますけれども、おっしゃるように前政権下では総合こども園化ということで全てそちらのほうへ向かいましょうという発想でございましたけれども、新たな制度におきましては幼稚園、保育所、それから認定こども園、あるいは小規模保育所というような形で全てのものが残るといふような形になっております。県内において幼保連携型認定こども園が想定されるのかどうかということでございますけれども、これは今各市町村におかれまして需要調査が行われているところでございます。そこら辺のニーズをまた把握する必要があるかと思っておりますけれども、現状を申しますと幼稚園についてはかなりニーズが減ってきているというようなこともございます。一方では、保育所は待機児童が発生しているよというようなこともございます。そういった中で、現状の幼稚園をどのようにしていくのか、保育所をどのようにしていくのかというのを考える必要があるかと思っております。そうした中で、公立の幼稚園、公立の保育所をどうしていくのかということが、近くにあればそういった認定こども園を目指すのかということも将来にわたっての計画の中で考えていく必要があるかと思っております。そういったことにつきましては、市町村の行われておりますニーズ調査の結果をまた私どもも一緒になって訪問をして協議をし、調整をしながら認定こども園化についてはどうするのかということを考えていきたいと思っております。

それから、15回の基準検討部会のところで、おっしゃるように私も動画等を見させてもらいました。1号認定については、1号といいますか、幼稚園、3歳以上の保育の必要性のない子どもについては定員が定めることが必須でないと言われております。そして、2号、3号については定めましょうということが論点の中で出ておりまして、中山課長さんがおっしゃったとおりの回答があったように私も記憶しております。ここら辺は私も今即答はできませんので、もう少し担当者にお伺いするなりしてそこら辺の真意を確かめていきたいと思っております。

それから、施設整備のことについても減価償却費、公定価格の中に盛り込んでいくというようなことも、あるいは加算分ということも言われておりました。ここら辺につきましても、正直なところ私、回答ができる今情報を持ち合わせておりませんので、またそこら辺もあわせてまた聞いてみたいと思っております。以上でございます。

○山下委員 先ほど御質問の出ました学校教育の部分ですが、法律上完全に義務教育である小学校、中学校と同等の意味で使われているわけではないということは確かですが、教職員の研修制度の中で現在の公立幼稚園の研修のあり方を認定こども園のいわゆる



保育教諭に導入しようと。さらに、教育委員会からの指導監督権限を持たせようという形での公立の幼稚園にそろえますという位置づけで学校教育という言葉が使用されているというふうに理解しております。したがって、民間の保育所、民間の幼稚園とまた違ったスタイルでの教職員研修なり、それから保育内容、教育内容についての指導ということが今後実現化されるのではないかと考えておりますが、まだ移行期であるために文言の整理がついてないということではないかなと思います。

○高橋会長 それでは、次のほうにまいらせていただきたいと思います。この推進会議には少子化対策の推進部会、それからひとり親家庭等自立支援部会という2つの部会が設置されているところです。それぞれ各に会合が持たれておりますので、その状況について事務局より説明をお願いいたします。

○湊室長 少子化対策推進室の室長をしております湊といいます。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。先ほど会長さんのほうから部会の検討状況を説明してくださいというお話でした。その前に昨年11月に約1カ月かけて少子化に関する意識調査というのを行いました。この中間取りまとめと、それから少子化対策推進部会での審議状況、それからあわせて部会の中にも提案をさせていただいたんですけども、国の動きということで国が地域における少子化対策の強化ということで新たな交付金を創設しました。こういった交付金も活用しながらどのように事業を組み立てて次年度以降の計画の中に盛り込んでいくのかと、こういったことも具体的に部会の中で提案をさせていただきましたので、そうしたものを含めての部会の中での意見というのを資料の2-3の中にありますので、これも何点か抜粋して説明をさせていただきます。まず、少子化に関する意識調査ですけども、資料2-1のほうにまとめております。まだ全体ではなく中間取りまとめという形で大変申しわけありません。次回もう来週のところでですけども、少子化の部会が行われます。そこには何とか出していける状態で今最終的に取りまとめているところです。この少子化に関する意識調査ですが、県内にお住まいの18歳以上の男女、サンプルは3,000人、各市町村の住民基本台帳から無作為に抽出して郵送による配付、回収を行った結果、有効回答数は1,089ほどございました。この中で、2の中間結果のところの(1)、県民の理想と予定というところに上げていますように、理想的な子どもの数は5年前、そのさらに5年前、その5年前と見ておわかりのように3人に近い値なんですけれども、実際に予定している子どもの数は2というふうになっています。これはどの年代も同様の結果になっております。また、下のところの世帯の年間収入と実際に予定

している子どもの数の関係を見ますと、過去の調査結果も同様でしたが収入が少ない層は実際に予定している子どもの数は少なくなる傾向にあります。

次、1枚めくっていただきまして、2ページのところの実際に予定している子どもの数が理想より少ない理由ということで、やはり子どもを育てるのにお金がかかるというのが最も多く、次いで高年齢や体質等から出産が難しいということが多いです。男女ともに高いですね。それから、女性のほうでは子育ての肉体的負担が大きいというところは女性の値が高い状態です。3ページのところにいきますと、では子育てに関して行政に期待する施策はということで、やはり子育て環境整備のために期待する施策というのは子育てに伴う経済的負担を軽くするというのが最も多いです。これは過去においても同様の結果です。次いで、安定した雇用と収入の確保、あるいは勤務時間の短縮等のいわゆる働き方の改革、改善といった割合が多いです。次、4ページ、1枚めくっていただきまして、どの経済的支援を充実すべきかということで、やはりこれはこれまでの調査結果と同様なんですが、教育費が最も高く、次いで保育料、そして児童手当の増額というふうになっております。ページをちょっと戻っていただいて、次は未婚、晩婚化のことで、2ページのところの独身でいる理由という質問です。これは未婚者の結婚に対する考えについて御質問したんですけれども、一生結婚するつもりはないという方は6.3%ということで低くて、理想の相手が見つかるまでは結婚しなくても構わないという人は5割を超えております。次いで、男性ではやはり安定した雇用、収入がない。それから、時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくないと。女性は時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない、今は仕事、学業に打ち込みたいというふうな回答になってます。

5ページに行っていただいて、横長の表を見ていただくと、これは結婚に対しての考え方で未婚者を対象にした質問です。未婚の男性、女性ともに理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わないと回答した方がやっぱり最も多く、次いでなるべく早く結婚したいと回答した方が多い結果です。回答の約8割を占めてます。10年前の平成15年、それから5年前の平成20年の調査と、このたびの平成25年の調査結果を比較すると理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わないと回答した未婚者は減少しています。なるべく早く結婚したいと回答した未婚者は増加しているという、こういった結果になっております。

続いて、少子化対策推進部会においていただいた御意見とその対応について御説明いたします。資料の2-3を見ていただきまして、まずこれまでに子ども・子育て支援推進会

議の少子化対策推進部会、10月と先月の2月と2回行いました。その中で、島根の少子化の現状等について説明して御意見をいただいたところなんですけれども、代表的なものとして3点ほどあります。まず、この中の1ページ目の結婚対策等についてのところにある御意見です。やはり単独の取り組みではなく多様な主体が連携共同することで結婚から育児がしやすい環境づくりが進むんじゃないかというような、そういった御意見がございました。それから、続いて、2ページ目のところの資料2-3の2ページですね。その他の最初の丸に書かれているものです。助産師会が云々という、こういったところです。これは1回目の部会でいただいた御意見に対してのことですが、1回目の部会では少子化の要因は3つあるんですけど。未婚、晩婚化、それから子どもを産む女性の人口の減少ですと、3つ目に子育てへの不安、負担があるのだと。その3つ目はイメージではないんだろうかという、そういった御意見です。もしイメージだったら、それは払拭する必要があるんじゃないかというような御意見をいただきました。こういった御意見を踏まえて2回目の部会で助産師への委託事業ということで、教育委員会と連携しながら取り組みを進めていきますよという、新たに示した県の事業計画に対する御意見がこのその他の最初の丸が一つ目です。それから、3つ目の丸のところのNPOは新規事業をとるところ、これもやはり今年度、しまね子どもセンターと少子化対策推進室、また教育委員会なり商工労働部、地域振興部と部局が連携して協働実践事業に取り組んでいるのですが、この成果を県内にさらに拡大していったり、ファシリテーターを養成していくというような視点で、新たな取り組みとして示した県の事業計画に対する御意見です。いずれにしても、こういった御指摘とか御意見に対して平成26年度はこのたび国において新たに創設された交付金を活用して実施をしていくということを検討しておりますし、また27年度以降についても子ども・子育てに関する次期計画の中にしっかりと位置づけることなど、こういった会議の中、また部会の中で意見として聞きたいと考えています。私からは以上です。

○俵グループリーダー 青少年家庭課の俵と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、ひとり親家庭等自立支援部会の検討状況、それから、その検討状況を御報告する前に昨年11月から12月にかけて行いました実態調査について報告させていただきます。お手元の資料2-2をごらんください。座って説明させていただきます。まず、実態調査のほうですが、島根県母子世帯、寡婦世帯、父子世帯実態調査というものを行いました。これは5年に1度実態調査を行っておるものでして、今回11月1日を基準日として実施したものでございます。対象者の方は1の(2)、概要のところ定義がござい

ますが、母子世帯、寡婦世帯、父子世帯、3区分ございまして、簡単に申し上げますと

(1)の母子世帯と(3)の父子世帯につきましては、現在20歳未満の子どもさんを扶養していらっしゃる母子世帯、父子世帯の方々でございます。2番目の寡婦世帯でございますが、これは定義が2つございまして、いわば母子世帯の卒業生であって満65歳未満、現在は子どもさんを扶養していらっしゃらない方、もう一つの種類としましては40歳以上65歳未満で今まで一度も子どもさんを扶養したことがない方という方になります。この調査でございますが、市町村で住民基本台帳で該当の要件というのを定めまして、それに該当する方々を世帯数がどれだけあるかということ由市町村のほうから御報告いただきまして、その中から無作為抽出で母子世帯は3分の1、寡婦世帯は4分の1、父子世帯につきましては3分の2の方に調査表を郵送して御回答をいただいたものです。では、その結果について御説明いたします。1ページの中ほどから下、2番目、調査世帯となった原因のところをごらんください。母子、寡婦、父子、いずれもグラフの一番上のところを見ていただきますとわかりますように、離婚によるものが最も高くなっております。次いで、寡婦、父子につきましては、配偶者の方の病死ですとか事故死によってひとり親になったという特徴がございます。一方、母子世帯につきましては離婚に次ぎまして未婚の母、それから夫の病死という形で順位が並んでおります。

次のページをおめくりください。続きまして、調査世帯、世帯全体の主な収入源でございますが、母子、寡婦、父子、いずれの調査世帯もひとり親、本人の仕事による収入が大半を占めております。下のグラフのほうをごらんいただきますと、母子が緑、寡婦が赤、父子が青でございますが、緑と赤、いわゆる母子と寡婦につきましては100万円から250万円未満という低いところに収入層が固まっているのがわかります。それに対しまして父子世帯、青のほうですが、600万円以上ということで母子世帯、寡婦世帯に比べると世帯収入は高いという傾向が出ております。

次のページをごらんください。先ほどは世帯全体の収入でございましたが、今度はひとり親本人の年間就労収入のほうでございます。これも母子が緑、寡婦が赤でございますが、やはり100万円から200万ぐらいのところに高い層が固まっているということでございます。対しまして、父子につきましては200万から250万円が第一位となりまして、次いで250万から300万円、それから600万円以上も10.9%ということで、やはり母子世帯、寡婦世帯と比べると父子世帯のほうが高収入という傾向が見られます。暮らし向きですが、いずれの世帯もやや苦しいから大変苦しいが高い割合を占めておりま

す。

次に、4番目の相談相手や各種制度で、現在困っておることですが、これも次のページをごらんください。上のほうに現在お困りのことがございますが、いずれの世帯につきましても経済面の悩みが一番高い、第一位となっております。次いで、母子、父子につきましても子どもの進学や就職、対しまして寡婦につきましても自分や家族の健康というのが悩みとして高いという状況でございます。それから、これまで使われてあってよかった、あるいは使ったことはないけどあったらよいだろうと思われる公的援助について選んでいただきましたところ、母子、父子ともに児童扶養手当。

○高橋会長 ありがとうございます。ちょっと今時刻が45分となっております。この黙祷の時間ということに近づいておりますので、ここで一旦、中断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○渡邊調整監 ありがとうございます。そういたしますと、ただいまから黙祷をささげたいと思っておりますので、皆さん、御起立をお願いをいたします。それでは、このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられました方々に対して哀悼の意を表するとともに御冥福をお祈りするため1分間の黙祷をいたします。黙祷を始めます。

[黙 祷]

○渡邊調整監 黙祷を終わります。御着席ください。どうも御協力ありがとうございます。

○俵グループリーダー では、引き続き説明させていただきます。資料2-2の4ページ、下の表のほうから御説明いたします。あったらよい、あってよかった公的支援でございますが、上位が児童扶養手当、それから子どもの就学費用の助成制度、医療費の自己負担分を公費で補助する制度といずれも経済的支援があってよかった、あるいはあったらよいという御意見でした。それと、寡婦のほうでございますが、上から6番目でございますが、公営住宅への優先入居というのが第3位として上がっております。

続いて、次のページ、5ページをごらんください。ひとり親の方々が病気やけがのときに誰が世話をしてくれるかという質問に対しましては、母子世帯、父子世帯とも同居の親族、別居の親族が高い順位を示しておりましたが、寡婦の世帯の方々については子どもということでございました。それから、全体どの世帯を見ましても見てくれる適当な人がいないといった答えも多いというのが特徴でございました。実態調査の速報値につきましても以上でございますが、もう1枚横広の資料をおつけしております、これは先般2月1

9日の第2回ひとり親部会におきましてそれぞれの調査項目をごらんいただきまして、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ございますが、それぞれの家庭構成ごとにどのように相談から求められている支援につながっていくのか、そういったイメージを図式化したものとしてお示ししたものでございます。

次に、こういった調査結果、まだ速報値ということで中間報告ではございますが、これを部会の委員の皆様方にお示しして、いただいた御意見のほうについて報告させていただきます。資料2-3のほうをごらんください。3ページのところにひとり親家庭等自立支援部会での主な意見というものがございます。3項目掲げてございますが、一番上のひとり親家庭の自立支援について、幾つか御意見いただいておりますが、大きくまとめると5点ほどいただいているということになります。まず一つ目の丸でございますが、後段に把握できていない経済的に困っている方々にどのように手を差し伸べていくのかといった御意見がありました。それから、2つ目の丸、3つ目の丸でございますが、これはやはり自立支援としては就労支援が大事であるといった御意見がございました。そして、そういった支援につなげるためにまずはこのこと、4つ目の丸でございますが、市町村福祉事務所にいらっしゃる母子自立支援員さんを知らない方が多いといった御意見がございまして、そういった方々に相談をすることでいろいろな支援につながるということでその分の、後段にございますが、広報を行っていくことが重要であるといった御意見がございました。それから、就業支援というのは自立にとっては非常に有効なのですが、働くことができる環境を整える必要があるということで、一つ下の丸のところでは経済的支援、子育て支援も充実させることが重要であるといった御意見でした。それから、その次の丸でございますが、離婚に当たっての養育費とか面会交流についてもなかなか取り決めが進んでいないと、こういったことについての情報提供が必要だといった御意見がございました。その他、一番下の枠のところでございますが、ひとり親家庭の子どもが保育所に優先入所できることでサポートができるということで保育士確保方策についても検討していかなければならないといった御意見をいただいたところでございます。今のところは実態調査の中間報告でございますので、ひとり親部会につきましても来週、第3回部会がございまして、そこではもう少し詳しい御報告をさせていただけると思いますので、また御審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。これまでの2つの部会の報告をしていただいたところですが、委員の方々のほうから何かこの点について御質問等ございましたらお願いしま

す。またアンケートの中間報告も出ておりますので、その内容についても御質問ありましたらお願いいたします。

○山下委員 母子世帯、寡婦世帯、父子世帯実態調査の結果から今後の方向性について一言意見を申し上げます。調査のレジユメの2ページのところに世帯の年間総収入というのが出ております。先ほど御説明のとおり、父子世帯の第一位というのがパーセンテージで1位を占めているのが600万円以上となっております。一方、右の図の3のひとり親の年間収入というのを見ますと600万円以上は10.9%ということで約5%の差が落ちて下がってきています。結局、世帯での収入は一位なんですけど、ひとり親の本人の収入で見ると下がってくるということは父子世帯は同居している3世代世帯でソーシャルサポートを受けている可能性というのがあるということだと思います。同じことが5ページの病気で動けないときの援助というところで父子世帯の場合は54.6%、約半数の方が同居の親族と書いておられますので、同居している親族があってサポートを受けているということが伺えます。一方、母子家庭の場合は、先ほど御説明のとおり、年間の総収入が低いところに一位、二位、三位が集まっておりますが、本人の年間就労の収入のところを見ますと100万円以上150万未満のところは16.4%だったのが本人1人になると24.5%というふうに逆に今度は伸びるんですね。結局、孤立していて世帯の中で親ひとりと子どもで家族を構成しているという姿が伺えます。そういったことから見ても、先ほどの病気で動けないときの援助のところ、同居の親族、それから別居の親族、母子家庭の場合は30%前後ということで低くなっております。そうしたことから、ぜひ今後のひとり親家庭への支援の中では経済的な支援だけではなく対人援助を綿密にしていくということで、一般的にはソーシャルサポートという言葉を使いますが、子どもが小さい時期の民生委員さんなども含めた地域ぐるみのそうしたソーシャルサポートの中でキーパーソンをつくるとか、少し実態に沿った綿密な支援方法を考えていくと、地域支援を考えていくということが必要になるのではないかと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。意見をいただいております。どうぞ委員の方々、いかがでしょうか。今のところ特に御質問等ございませんので、次に進ませていただきたいと思います。

それでは、続いて、議事のほうに入らせていただきたいと思います。まず、島根県子ども・子育て支援計画ですね、事業計画の骨子案というものを今皆さんの手元のほうにあるかと思っておりますけれども、これについて意見交換をさせていただきたいと思っております。

事務局のほうからまず説明をお願いいたします。

○朝倉主任 青少年家庭課、朝倉です。私のほうからお手持ちの資料3、それから資料4-1、4-2、4-3についてまとめて説明をさせていただきます。まず資料の3ですが、資料の3は計画の構成、言ってみますと計画の目次に当たるようなものだと思っただけであればいいんですけれども、それを記載したものとなっています。1番、計画策定に当たってで計画の趣旨や性格、根拠、位置づけ、こういったものを記載していく。2番として現状と課題を整理、3番で目指すべき姿と理念を定めて、それを実現するために4番、各種施策を展開していく、こういった構成にしてはどうかということを考えております。

続きまして、資料4-1になりますけれども、この資料の4-1の構成の仕方というのが資料3と項目立てが同じになっています。資料3と資料4の1ページ、横に並べていただくとわかりますが、資料3の1番、計画策定に当たってというのが資料4-1の一番上のところ、計画策定に当たってということになっておりまして、こういう形で資料3と資料4の位置、それぞれ項目はリンクしているという形でつくっております。

そして、この資料4-1については具体的にどのようなことを計画に記載していくのかということ審議していただくためのたたき台として作成しています。したがって、こういった事柄は加えたほうがいいだろうとか、こういった文言は加えてほしい、そういった御意見を受けて適時修正をしていきたいと考えております。まず、この資料4-1、1ページですけれども、1番、計画策定に当たって、(1)計画策定の趣旨の下、背景のところですけれども、一番上の丸にありますように、子ども・子育て支援法によって県計画の策定が義務づけられたこと、また2つ目の丸にありますように、次世代対策推進法に基づく島根県次世代育成支援行動計画、きょうお配りしておりますしまねっこすくすくプランのことですけれども、この計画の期間が平成27年3月であり、この計画を引き継ぐ次期計画が必要であること、そういったことから新たな計画を策定する。目的としましては、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現と島根で出会い結婚し安心して子どもが生まれることのできる社会の実現を目指していく、そのための計画としてはどうかということ御提案をさせていただきます。 (2)、計画の性格ですけれども、子ども・子育て支援法や次世代対策推進法、母子及び寡婦福祉法に基づく計画であるということ、あわせて5つ目の丸のところにありますけれども、既存のさまざまな計画と整合性をとるとともに、その下米印にあるように、現在策定中の島根県社会的養護体制推進計画とも整合性を図った上で計画を策定してはどうかということを考えております。



1枚めくっていただきまして、2ページのところで、先ほど資料2-1で御説明ありました、少子化に関する意識調査や資料2-2、母子、寡婦、父子世帯実態調査、こういった結果などを踏まえてまずは現状と課題を整理してはどうかと考えております。枠の中になります、そういった意識調査以外の項目として障がいのある子どもへの支援状況であったり、児童虐待の状況であったり、保育所、幼稚園、認定こども園の状況、また放課後児童クラブの状況、こういったものについても現状と課題を整理をしてはどうかと考えております。

続きまして、3ページのところに進みます。3ページ3の(1)、目指す社会像ということで一番上の丸、まず子ども側の視点として子どもが健やかでたくましく育つ社会、それから、2つ目、3つ目、4つ目の丸、今度は親からの視点として結婚し子どもを生み育てたいと願う人の希望がかなえられ、そして安心と誇りを持って子どもを生み育てることができる社会、そして最後の丸、社会の全ての構成員が命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に関心と理解を深めておのおのの役割を果たしていく社会、こういったものを目指すべき社会像としてはどうか。これを踏まえて、下への矢印、枠の中になりますけれども、まず子どもの視点から子どもの最前の利益が実現される社会、そして親の視点から子育てするなら島根が一番と感じられる社会、この2つを目指すべき社会像として置いてはどうかと考えております。

その下(2)、基本理念のところですが、ここにつきましてはまず全体像を見ていただくほうが理解していただけるかなと思いますので、ページ飛びますが、8ページのところを見ていただきたいと思います。この8ページのところでは全体の施策体系図を示しております。この施策体系図は4つの基本理念、それから10の基本施策、そしてその下に施策を置くというような構成で組み立てております。今回、一体の計画として策定する子ども・子育て支援法に基づく計画と、それから次世代対策推進法に基づく計画、そしてひとり親家庭等自立支援計画、この3つの計画の中で、今日お配りしているしまねこすくすくプランというものが結婚から妊娠、出産、子育てとカバーする範囲が最も広いことから、施策体系図についてはこのすくすくプランをベースにしてつくってはどうかということで、今回お示しをさせていただいております。その上で、今回の計画は母子及び寡婦福祉法に基づく計画であるということ、また児童虐待や障がいのある子どもへの支援など、社会的養護の重要性というのを鑑みまして基本理念の3、全ての子どもの健やかな育ちが等しく保証される環境の整備という、この理念3を新たに一つ新設した上で施策を展

開してはどうかということを考えております。

また、最初の1ページのところで、島根で出会い結婚しということを計画の目的としてはどうかという御提案をしていることを踏まえて基本理念の2、基本施策3のところ、結婚対策の充実という施策を新たに新設してはどうかということ、それから、第1回の子ども・子育て会議の御意見としてあった幼児期の教育の重要性ということについて基本理念の4、基本施策10の施策③のところですけども、幼児教育の充実というのを新たに施策として加えてはどうかということを考えております。これを踏まえて、すくすくプランの施策体系図と今回の施策体系図の比較表というのを10ページのところで示しております。先ほど御説明したように、基本理念の3を新たに加えたりとか、結婚対策を加えたりとか、こういった形で施策体系図を再構築した上で新しい計画としてはどうかということを考えております。

それでは、3ページのところに戻っていただきたいと思います。基本理念を実現するためにはどのようなことが必要かということを書いています。それを踏まえて下への矢印、点線囲いの内容を進めていく、こういった形で構成してはどうかということを考えております。時間の都合がありますので、一つ一つ全ては説明しませんが、4ページのところの下半分、基本理念3のところ、今回新しくこの基本理念3を新設したところですが、ここにつきましては児童虐待の問題、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援の必要性があるという整理をした上で、下の点線囲いのところ、家庭環境、障害の有無にかかわらず全ての子どもが個人として尊重され健やかに成長できる環境づくりを進める。児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を展開する。こういった形で計画のほうに記載してはどうかということを考えております。

それから、5ページのところですけども、基本理念4、2つ目の丸のところの一部朱書きで横線を入れております。部会にこの資料をお示ししたとき、先ほどの質疑の中で学校教育という言葉がどうなのかというようなことがありました。この子ども・子育て新制度については児童福祉法に基づく施設である保育所も、当然乳幼児期の子どもに対して重要な役割を担っていただいているということもありますので、ここでは学校という文言をとって教育保育という表現にしてはどうかということで改めて提案をさせていただいております。

それから、もう一つ、少子化対策推進部会のほうでこの2つ目の丸のところの質の高い

という言葉が出てきますが、この質の高いという言葉、受け取り違いされるのではないかなという御意見がありました。子ども・子育て支援法に基づく計画を策定するに当たって、内閣府より計画策定のための基本指針というものが示されています。この基本指針の中でこの質というものがどのような形で表現されているのかということをもとめたのが資料の4-2になっています。資料4-2、上半分ぐらいは国が示した基本指針のものを抜粋したのですが、日本語でずらずらと書いてあるとわかりにくいですので、つまるところ下への矢印、質の確保及び向上のために実施が求められているものは何なのかということをもとめております。研修の充実であったり、幼稚園教諭や保育士の労働環境の配慮であったり、指導監督評価の実施であったり、そういった事柄が示されています。今後、質の向上のためにどのような施策ができるのかということも検討した上で計画に記載していくということも予定しております。

それでは、資料4-1に戻っていただきまして、4-1の7ページのところ、この7ページの下半分、(2)のところなんですけども、現行のすくすくプランでは施策展開に当たって特に充実強化が必要な施策を重点施策と定めています。次期計画においても、こういった重点施策を設けるかどうか、これについても今後検討していく必要があると考えております。

それから、続きまして、9ページのところ、一番上の第1行、(4)施策の具体的な内容ということで、これまでの目指すべき社会像であったり、現状と課題、それから各施策の目的、方向性等を整理した上で、それらを実現するための各種事業展開についてここで記載していったらどうかと考えております。そして、5番、計画の推進ですけども、計画を推進するための方法等について記載していったらどうかということで、県民が一体となった推進であったり、全庁的な取り組みの実施、国、市町村と連携して取り組みを行う。そして、(4)計画の進行管理ということで、2つ目の丸にありますように、事業については目標数値の達成状況を評価検討して必要に応じて見直しを行っていくということを考えています。資料4-1は以上です。

あと一つ、資料4-3になりますけども、子ども・子育て支援法に基づく計画では都道府県計画に必ず記載しなければいけないという必須記載事項と記載することができる任意記載事項というのが定められています。右側が県計画への記載が求められている事項です。この記載が求められている事項を計画のどの部分に書き込んでいくのかということを示したものとなっています。ちょっと矢印見にくいところがたくさんありますけども、こうい

った形で必須記載事項、任意記載事項、それぞれ計画の中に書き込んでいきたいということを考えております。説明は以上です。

○高橋会長 今説明をいただいたところなのですが、記載事項といいましょうか、何といいましょうか、冠の部分の説明というようにございまして、具体的にじゃあこれがどういった事業になって進行していくのかという、この点についてはまだなかなかイメージが湧いてこないわけなんですけれども、そうしたことも含めて皆さんのほうから御意見、あるいは御質問なりをいただきたいというように思っております。

どなたからでも結構ですので、ひとつこの機会に皆さん全員が御発言いただきますように、よろしく願いいたします。どうぞお願いいたします。

○池田委員 島根県のいわゆる子ども・子育ての計画なのですが、僕は非常に県全体の特殊なおかれた状況というものを見ますときに、何か大きいものが欠けてるような気がします。それは、やっぱり島根県は非常に細長い県であります、もちろん少子高齢化が進んでいるということも、日本の中でも非常に高い率で進んでいるということも事実ですけれども、問題は過疎が島根県の置かれた非常に大きな状況ですね。過疎地域の子育てを島根県であるからこそ、そこら辺に視点をかなり置いた計画も入っていかないかんというふうに思います。過疎地域であるがゆえに子どもの数も少ない。しかしながら、やっぱり子ども地域に与える、何といいますか、力といいますか、は非常に大事なものである。歴史的にいてもだんだんだんだん都会地のほうへ移転していく中で、今保育園、小学校とか、そういう学校教育施設はもちろんですが、保育所の統廃合というような問題もある。それに合わせて、統廃合した場合の保育所へ通う手だて、環境を整備していく。例えば輸送、送り迎えとかいうふうなこと、そういうふうなことが非常に特殊な状況の県であるということを中心に全面に出して、今の僕は最初に言いました小規模の保育の問題なんか、これはいわゆる取り上げてはあるけれども、その主体は待機児童対策の小規模保育制度というふうなものであって、過疎地域の小規模保育が島根県では大事なんです。だから、それを忘れられてないじゃないかと。島根県の置かれた立場、特殊な立場というふうなものをよく考えた計画、非常に現実的な計画というものを中へ盛り込んでいかないかんじゃないかというふうには思います。以上です。

○高橋会長 前回も池田委員から同じような御指摘といいましょうか、御意見もいただいたと思いますが、いかがですか。

○渡邊調整監 島根県の特殊性というもの、池田委員から今おっしゃいましたけども、全

くそのとおりのところがあるかと思っております。やはり中山間地域のそういった保育をどのように確保していくのかということはしっかりと考えていくべき事柄と認識しております。先ほど小規模保育につきましては、待機児童解消のための施策ではないかということでございますけども、一方では人口減少地域において保育所が定員が20名を超えますと認可保育所ということでございますが、認可保育所であっても定員を20名下回っているところはかなりございます。そういったところについては、やっぱり手厚い財政支援をしていかななくてはいけないということがあろうかと思っております。このたび小規模保育につきましては、19人以下のそういったA型、B型、C型、先ほど説明をさせていただきましたが、そういった保育を市町村が認可をして実施をすると、財政的な支援をしながら。あと、地域での連携施設ということで近隣の保育所とも連携をしながら、A型でございますと全員が保育士でいいけども、B型になると2分の1、半分でもいいよと。そうすると格差が生じるではないかというような御議論がいろいろとなされております。国の会議におきましても、そういったことが言われておりました全員が保育士でなければいけないというようなこともありました。いえ、いえ、保育士確保が今困難状況であるんだから、それは仕方がないでしょうというような声もあって、けんけんがくがくのいろいろな議論がなされたところですよ。そういう中で連携施設を持っていきましようとか、あるいはB型の保育士さん2分の1ではなくて、それをA型に近づけるようにしたときには、例えば4分の3になったということになると、公定価格、価格を少し上げていきましようとか。だから、A型を目指すようにというような取り組みをしましようということで、今のところに落ちついたという経緯がございます。こういったものをしっかりと活用しながら中山間地域のそういった保育の確保というものをしっかりと考えていく必要があるんだろうなと思っております。これにつきましては、やはり市町村ともしっかりと御協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○高橋会長 委員さん、よろしゅうございませうかね。

○池田委員 はい。

○高橋会長 私、海士町の保育所の園長先生方と具体的に話をさせていただいたんですが、海士町はこれまで3カ所保育所があったんですが、一つに統合したわけですね。もちろん事情というのは子どもさんが少なくなってくるというようなところなんですけど、その際に具体的に何を考えたかということ、やっぱり立派な園舎、それから質の高い保育士ですね。こうしたものを前提にして、もう一つ先ほどありましたように、巡回バスのようなものを

出して、もちろん本人さんが個々の御家族の方が送ってこられるのも当然でございますけれども、子供たちを集めて回ると。そういったような部分も非常に配慮されて展開をして、今はもう満床状況で大変だということになってきております。公立の保育園の場合にはそれができないですね。巡回バスを回してってというようなことは、やっぱり私立であればこうしたことはそれぞれの運営の考え方において可能性としては出てくるということで、やはり方法論ってというのはそれなりにあるように思うんですね。ですから、そうした点についてどう支援ができるのかというような視点もぜひ盛り込んでいただけたらなっているように思っております。

どうぞ、皆さん。

○中山委員 今度の一連の流れの中で、本来ですと、質と量は並行して論議されて並行して施策が実行されていくのが筋だと思うんですけども、今国の考え方ってというのは量から入っていくんだということで、質がどこまで行くかというのは非常に疑問に思っております。それで、先ほど池田先生が言われたように、小規模保育事業ってというのは、これはやっぱり都会向けのような気がしてなりません。それで、実は御存じのように待機児童解消過疎化プランの中でも冒頭に低コストによる質の高いサービスの提供みたいなことを言われているんです。それで、これは何かというところの小規模保育事業ってというのはいわゆる企業が入るための事業ではないかなと思っております。現にこれをビジネスチャンスと捕まえて全国展開をするという企業がもう出始めているということでして、企業ですから先行投資額は少なくしてやるけれども、採算が合わないとか、ちょっと手間暇かかるってすぐ撤退しますから、そういうことでやると。それで、薄利だけれども数でこなすんだというような、どうも動きがあるように思えてなりません。それから、これは東京の認証保育所もそうだったんですけども、私どもがもう断固として反対しているのはやはり保育士の有資格者で質を担保するんだという考え方です。これが、いわゆる一定の期間だけ研修を受けた者、いわゆる昔出ていたんですけど、準保育士的な考え方がこれで突破口になってしまうと保育士の質を確保する、あるいは保育士の質の向上、スキルアップしていくんだというようなものが崩れてしまうということで、これが突破口になることを非常に危惧しているというのが現状です。

○山下委員 先ほど池田委員さんが言われたことに全く同意見です。今この新制度に移行した後、法令上そこからこぼれてしまうような保育はないかということで、同僚と一緒にいろいろなところを訪問させていただいて勉強しているところなんですが、今中山委員さ

んが言われたような、島根県ではなくって県外、広島に会社があるようなところが事業所内保育を一括してやっているとか、そういう小規模保育も確かにありました。会社が外にあるので、結局保育の質の向上というところの主体が所長にないんですね。そういう実態もありました。また、3人ぐらいの子どもを牛舎のそばでNPOを立ち上げて育てているというような無認可保育もありました。そこは村の存続、それから小学校の存続をかけてとにかく地域型保育事業の補助を受けて公的に認められる組織にしたいということで頑張っておられました。もう一つありました。児童養護施設内の保育所、ここは二重措置になるということでやっぱり全体の保育の研修会にも出られず、なかなか子どもたちも小学校に上がるまでのところで苦勞している、1年間だけ幼稚園に施設から送り出したり、いろんな工夫をしておられました。共通して今課題だなと認識しておりますのは、保育専門職の、中山先生言われたように、有資格者がいけば指針とほぼ同じ、それに準じたような指導計画を自分たちでつくって保育の質を維持しているという実態があるんですが、有資格者であっても一般的な認可保育所の研修には出られないと。結局、研修を受けるチャンスがないし、その情報もないという実態があるようでした。今後、今池田委員さんが言われたように、島根県において過疎地域というのはどんどん人口が戻ってくるという見通しが今あるわけではないわけですから、ここで保育をして頑張っている人たちを支援するということは県の大きな役割だと思うんです。そういう意味で計画の中に1項目独立して立てて、そうした地域型保育事業が安定するまでの全体の調整と、それから研修ニーズなどの調整ですね。そういったことを県はやはりこの会議を中心に考えていくべきではないかと、お話を伺いながら感じたところです。それも含めて、冒頭原部長さんが各市町村のニーズ調査の進捗状況、ばらばらでまだ全体像が見えてきてないということでしたけれども、地域型保育事業についてもニーズはどの程度どこにあるのか、そういったことを踏まえてぜひこの計画の項目の中に入れていただきたいと。ニーズ調査の今後の見通しぐらいはきょうお話が聞けるのかなと思って来たんですけども、文書で出せなくてももう既に終了しているところは何市あるとか、ちょっとそうした見通しを施設型保育と、それから地域型保育について全体状況を教えていただけたらと。今後の計画に結びつけていただけたらと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。では、今意見としてあったということで受けとめていただきたいというように思います。

○細田委員 質の向上ということで私思ったんですけども、理念のⅢのところ、全て

の子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備ということで、特別支援の子ども達へのことも含めてっていうことがあるので、やっぱり特別支援教育というのは専門的な知識とかそういうものがかなり必要なことではないかなと思っています。それがやっぱり保育士さんとか幼稚園の先生方にそれも含めた質の向上がやはり大切なことなのではないかなと思いました。もちろんこの言葉の中には入っているんですけども、そこらあたりのところをどんなふうになるのかなと思って、ちょっと今質の向上ということが少し出ていましたので、私の意見を言わせてもらいました。

○嶋田グループリーダー 発達障がい等の特別支援が必要な子どもたちへの保育士、そういったところへの研修のところについては青少年家庭課がやっているところに研修のところに障がい福祉課のほうから講師のところへ派遣したりですとか、発達障害者支援センターの研修のところを東西でやっておりますけれども、就学前の部会ということでそういったところで東西でもやっておるところではございます。また、幼稚園等については特別支援教育課のところについてもまた研修をやっているかと思っておりますけれども、ちょっと確認してみたいと思います。

○高橋会長 これも市町村で実際にかなり現実的にやっておられることもあろうかと思えますので、できましたらそういった実態をまず具体的に、もしできましたら示していただく中で、市町村も含めたそういう中でひとつ議論させていただきたいなと思っておりますが、よろしゅうございませうか。関連ですか。

じゃあ、済みません、高麗委員さん、お願いいたします。

○高麗委員 今お話の中でも乳幼児のところの1歳児半検診を新しく作成してというのも出てきたんですけども、近年子どもたちは発達がすごくいびつになっているというか、素直に発達していく子どもさんとすごく停滞していく子どもさんと、また全体の中に入ったときに協調性ができないとか、そういう子どもさんがすごくたくさん出てきたっていうことで、保育士はちっちゃいときからの手だてがすごくたくさん必要になってきているという現状があって、私、一般公募ですけども保育士なので松江市の保育園の中に働いている者なんですけれども、そういう中で人的環境がすごく必要になってきていて、また障がい名はつかないんだけど、例えば1歳半過ぎてもまだ歩行ができないとか、そしゃくができなくて離乳食1歳半までたってもまだずっと食べなくて普通食が食べれないとか、そういうふうな子どもさんがたくさん出てきている状態で、別に障がいではないと思うんですけども、体験不足とか、親がどういうふうに接していったらいいかわからなくてその



ままにしていたという状態で保育所に来てやっとわかったとか、そういうことが起きていて、そこから保育士が手だてをしていくのですごく時間がかかるという状態が起きています。親もそのことを知られたくない、隠したいという気持ちもあったりして、なおかつ子どもたちはどんどんどんどんそのままにされていってしまっているという現状があって、まず親の受けとめから始め、それから子どもたちの手だてをしていくってところが始まるのが本当にどうかするとクラスの半分ぐらいがそんなんになってしまっているという現状があって、保育士は若い保育者がそこへ最初から入ってくると本当に大変で、年数を重ねた者が見ている中ではこういう子たちはいるんだってという気持ちがあるんだけど、まずそれにびっくりしてしまって仕事が続けられないとか、自分がやっていることが本当にこれで正しいんだろうかっていう確信が持てなくて、それが大きくなり過ぎて自分が精神を病んでしまうとか、親からの言われることに自分の気持ちも耐えられなくなってしまって保育が続けていられないっていう状態でやめていく保育士もたくさんいます。また、結婚して子育てをしながら保育を続けていくっていうこともとっても困難で保育園をやめていくっていう保育士もいます。もちろん低賃金で家族のほうにも反対されたりとか、配偶者になる人もそんなにつらいんだらっていうのでリタイアしてしまうっていう現状は少なくないと思います。また、一度やめた者がもう一回復帰して自分の子どもたちが学校に行くようになるとたくさんお金がかかるから再就職をして頑張ろうっていつて入ってきた保育士は40前後、40出てからの保育士が戻ってきて仕事をすると、もう自分が仕事をしていたときの保育のキャリアと今の子どもたちの状態が余りに違い過ぎていて、もうカルチャーショックをすごい受けるっていうぐらい、世の中が変わっている分子どもたちも変わっていて、それに順応し切れなくて再就職ができなかったっていう人を私は何人も見してきました。そういう状態がある中で、島根県も保育士の資格を持っているっていう人の調査が始められたっていうことは、すごく画期的でそれは島根の子どもたちにとってもすごくプラスなことなんだなっていうふうに受けとめています。本当に現場は大変で子どもたちの発達が大変で、でもそうやって保育園に来た子たちはアレルギーもそうですし、発達障がいのことも少しずつ少しずつ改善が見られる子もたくさんいます。アレルギーやアトピーなんかも外で遊んだりすることによって軽くなっていて就学前にはもうなくなるっていう子どももたくさん出てきています。それから、発達障がいにしても人としゃべるのがなかなか苦手だった子たちも時間をかけていくことによってコミュニケーションが大分とれていくとか、そういうふうな改善も見られていく子もやっぱりこの子は体験不足

だったねとか、そういうふうを感じる子もたくさん出てきているので、私たちがかわりとかそういうのはすごく無駄じゃないなって思うけれども、すごく人的な環境は大事ななっていうふうに思って、特に1歳から2歳ぐらいがすごく大事なときで人を子どもたちが求めて、この人なら安心して自分が出せるっていうふうに思えるときの大事なときだなっていうふうに感じています。それと、近年すごく大変なのは親の仕事が不安定になったってことで、子どもたちに御飯がうまく食べさせられていないとか、衣服が毎日必要なものが用意できないとか、お風呂入ってきてないとか、ちょっと虐待の感じも感じられるっていうようなところもあったりとか、そういう子どもたちがクラスに1人、2人は必ずいるような状態が出てきているので、本当に私たちはいろんなところにアンテナを張って子どもを何とかって言ったら、ゆうべ御飯食べてきたとか、今日もその子がいたんですけど、おなかが痛いって言って顔色が悪くて、いつもは元気なんだけど元気がよくなって、ゆうべ御飯食べたって言ったら、その子はいつも遅晩するんですけど、遅晩の軽食を食べたそれだけで夜食が多分終わってるんだと思うんですが、夕飯食べたって首を横に振って、朝御飯食べたって言ったら、うんって言って、よし、じゃあ今日帰ったら一杯食べようねって言って散歩から帰ったんですけども、本当に子どもは罪はないんだけど、そういう現状が起きているっていうのをじゃあ今度はお母さんに責めるわけにいかないの、どういうふうにしていったらいいのかなっていうふうなことを考えて、今日はもうこの会議に出てしまったのであれなんです、いろんなことを考えておかないといけないなっていうのが保育士の現状、日々子どもたちを前にしてとっても大変だっていう状況をちょっと伝えたいなっていうふうに思いました。

○高橋会長 御意見については事務局のほうでもまたお聞かせいただいて一つの政策上に反映していけるような、そういう方向でまた検討させていただきたいと思います。

それでは、坪内委員さん。

○坪内委員 私のほうも今出てるお話にちょっと関連してなんですけれども、先ほど資料1-1の26ページ、最後のところでも障がい児保育の現状というところ、出ていますけれども、実はこの保育士1人に対しての障がい児2という、なかなかこの2という数字っていうのは2という数字にならないというのか、本当になりにくい、数字にすることが難しいというのが、先ほどもお話あったんですけども、そういう現状だと思っていますし、それに対して保育士やそれから幼稚園の教諭にも本当に心身ともにその子どもに対して何人もの子どもに対して、園もそうですけれども、大変な時間も心労も費やしているという

のが現状です。なかなか親にも認めていただけなかったりというところがあるので、その部分も県として先ほど御説明があったように、新しい計画の中でしっかりと盛り込むという位置づけをはっきりと明確にされるということであれば、その部分の現状もしっかりと把握をしていただいて、例えば手帳で示されていないというところ、そのあたりの現状の難しさというのもぜひ耳を傾けていただきたいなというふうに思っています。

それから、それに関連してなんですけれども、新しい制度の中で障がい児に充てられる手だてのところでは財源なんですけれども、元の財政基盤のところからこの手だてが充てられるというふうに認識をしまして、例えば現状、保育園のところであれば保育園のところから今出ているように、保育士1人について障がい児2名というところから出るのでありますけれども、元が幼稚園のほうで私学助成ということであれば私学助成が充てられるというふうに私のほうで認識しているんですけれども、そういうふうになりますと新しい制度で認定こども園となったときに大変大きな格差がございます。補助の単価にしても桁が随分違ってきますので、そのところでもやはり平等な助成の制度っていうのをぜひ県としても位置づけてしていただきたいなというふうに思っております。

○高橋会長 重要な指摘ではなかったかと思えます。特に後段のほうですけれども、いわゆる幼児教育として幼稚園が実施されている事柄と、それから、先ほどありましたような、保育士に対しての加算ですね。こうした事柄との根本的な金額ですけれども、これに今格差があると。仮に新しい制度を持っていく、またそれを準用していくという県の姿勢があるとするならば、その格差を具体的にどう解消するのかという視点から取り組んでいただきたいという、そういうことだろうと思えますが、この点についてはまた何らかの形で御検討いただきますように、また国の考え方等もあろうかと思えますのでよろしく願いいたします。

また、前段の事柄につきましては、これはどうなのでしょうかね。保育協議会とか、そういうようなところは基本的な考え方は何か持っておられますか。

○中山委員 またそれをしゃべり出すと長いですから。

○高橋会長 さわりだけで結構ですので、お願いします。

○中山委員 何度も言ってるように、保育士の待遇の問題はいろいろな問題を抱えてるといことは国も十分承知してますし、それなりのやり方を少しずつ考えているようなんですけれども、ただ予算的裏づけが全くなくなっちゃったということで、どこまでが実行されるのかっていうのがちょっとクエスチョンマークです。いつも保育所は、いろんな場面で言う

んですけど、入り口論と出口論があって保育士を目指してなる人たちの入り口でまずつまずくのは何かって言うと賃金です。ところが離職率が高い、何で離職率が高いかっていうと賃金じゃないんですね、順番では。やっぱり人間関係、特に保護者との人間関係とか等々ですね、非常に最近難しくなってきたということ、その辺がやっぱり今度は設置者側としてもそのとこまで今度はフォローしていかないといけないとか。ですから、以前は考えられなかったようなことが発生してきているというのが現状ではないかと思っております。それで、この問題については青少年家庭課のほうも予算化をさせていただいて、保育士の掘り起こしのことですね。県社協とも一緒になっていろいろ取り組みを始められたということで非常に感謝しておりますけれども、特に島根県の単独予算の中でやはり質向上のため、国が当てにならなければ補完的に何か施策をやっていただければなと思っております。それから、先ほどの障がい児ですけれども、これ一般財源化されてしまったんですが、しまねすくすく保育支援事業というのを、これ島根県は比較的よく頑張っていたんじゃないかなって思うところで思っております。しかしながら、十分ではありません。なぜならば障がい児さんを特別児童扶養手当をもらっている障がい児でそれが対象になるんですけども、預かった場合に正直申し上げて1人加配した場合には1人分の人件費が出てこないということで、その1人分の人件費を出すために健常児の子どもたちの運営費がそちらに回って成り立つということで、健常児のお金を使っているというのが現状です。けども、どうも島根県の場合は他県から比べるとかなり頑張っていたというところで多少私も思っているところです。そういう意味において、今の潜在保育士の問題ですけども、島根県は非常に率が高いんですけど、全国平均54%。養成課程を卒業しても54%、2人に1人しか実は保育士として就労しないということで半分が実はもうそのままほかの業種とか家庭に入っちゃうということで、潜在保育士なんです、それ。ところが、その潜在保育士っていうのは掘り起こしても経験のない潜在保育士なので、じゃあ家庭にそのまま入って、あるいは他業種においてそれから出産に伴って家庭に入ったとして、10年後に掘り起こそうとしても全くキャリアのない、ただ資格があるだけっていう。いわゆるペーパードライバーみたいな人だということで、なかなか現場に復帰っていうのは難しいというのが現状ではないかなと思っております。島根県の場合は就労率がちょっと高いということです。それから、これは別に私が自慢して言うんじゃない、全国的なきちとした裏づけがあるんですけども、冒頭に会長さんが言われたように、島根県は第3子が非常に多いんだと、全国平均に比べて多いんだ。なぜ第3子が多いかって

いう理由の1つは保育所、幼稚園もそうかもしれませんが、保育所に行っている子どもの率が高いんです。だから多いんです。それだけ申し上げておきたい。

○笠井委員 失礼します。先ほどの資料4-1のところなんですけれども、理念4のところで質の高い学校教育、保育を受けることができる環境を整備していくという、上から2つ目のところで、質の高い学校教育の学校を外してはどうかというような御提案があったかと思うんですけれども、その件についてちょっとよろしいでしょうか。このところが幼稚園教育っていうところの、この2つ目の丸の文言を読みますとまさしく幼稚園教育のところだなというふうに取りました。先ほどの山下先生のお話で学校教育の文言についての御説明もちょっとありましたし、最初のページのところですね。背景のところにも質の高い学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域におけるというふうなところもあった中で、ここで学校教育の学校はあえて取る必要があるのかなというふうにちょっと感じました。先ほどから質の向上というようなお話が随分出ていきますけれども、就学前の教育として幼稚園がそうですけれども、やはり学校教育の一つとして大事なところですので、ぜひこのところは逆に言うに残していただいてそういうところを大事にしていきたいんだっていうところの思いを強く出していただけるとありがたいなというふうに感じました。質の向上のところ、先ほどからお話が出ていますが、研修とかいうことがかなり重要になってくるかと思うんですけれども、現在公立の幼稚園では先ほど野島先生のほうからのお話がありましたけれども、小学校、中学校と同じように初任研とか11年目研修であるとか、そういうようなことも一緒に行っています。現在、保育園等ではそういうことは行われてないと思うんですけれども、またそういうことも準じて行われていくような形になるのでしょうか。そのあたりのところで、現状としてはなかなか難しいところは実際に取り組んでいく段になってはいろいろとまた協議される難しい問題ではないかなというふうには思っていますけれども、実際に経験をしてきた者にとってはやはりすごく力になって、それが随分またその子どもたちに返っていきますので、そのあたりのところもまた御検討いただいたらと思います。

それから、あと過疎地域のお話がちょっとありましたけれども、小さい保育園とかいろいろあると思うんですけれども、所轄の教育委員会とか必ずあると思います。そこをどういうふうな形でフォローしていくかっていうのはまたこれからのことだと思うんですけれども、教育委員会のほうからもどんどん保育園のほうにも出ていただいて、そのところのフォローや研修の機会を与えていただけるといいのかなというふうに思います。

実際に現場としては研修に出かけようと思うと、そこには必ず補充の代替の職員が入らないと出かけていくことができませんで、そのところはかなり問題になってくるかと思えます。なので、出かけていく研修とともに中にどんどん入ってきていただいて受ける研修というようなことも考えていただきながら質の向上につなげていっていただけたらなというふうに感じました。

○中山委員 ちょっとその点について、学校教育という概念ですけど、今回の制度改革、制度設計の中で実は幼稚園が90%新制度のほうに移行するという仮置きがしてあって、それでこの制度の設計が成り立っているんです。そうすると、新型認定こども園になるっていう話ですね。新型認定こども園っていうのは、御存じのように文科省じゃなくて内閣府の所管になるんです。内閣府の所管になるところの学校教育になってくるんです。それがどう違うのかっていうのはよく見えてない。ですから、その辺の問題があるんです。それから、就学前における学校教育っていうのはもう完璧に都会地なんかでは保護者の方は勘違いしています。小学校の勉強の先取りですよ、もう完全に。それに答えるようなもう施設ができ始めているんですよ。ですから、もう小学校の勉強の読み書き、そろばんを教える、英語も教える、それが就学前における学校教育だということを保護者の方は9割方そう思っている。もっと、あるいは100%思っているかもしれない。その辺が違うんですよっていうことがこれの言葉で言えるかどうかっていうこと、そのことを今言っているんです。

○高橋会長 先ほどちょっと一、二質問があったんですが、これは今お答えいただくということではなくて、またこの施策の中に反映をして計画の中に反映していただく方向で検討をしていただくということでよろしく願いいたします。

○坂本委員 前回ちょっとお休みさせてもらったので、案外話題がもう出てたかもしれませんが、しまね子どもセンターで、子ども向けなNPOで事業をしております。先ほどの説明の中での子ども・子育ての中に次世代育成の要素も入っているとおっしゃったので、提案というかお願いがあるんですけど、資料の3ページのところです。島根の目指すべき姿と理念の真ん中の囲みのところで、子どもの最善の利益という言葉が上がっております。これは多分次世代育成の前期のときにも上がっていたような覚えがあります。このもとというのが、私たちは子どもの権利条約と言っているんですけど、県のほうでは児童の権利条約、同じことだと思えますけど、そういう一番ベースのところのところが大事なかなと思っております。ですが、子どもの最善の利益がどこからどういうふう言葉が出てきたかというの

をぜひ資料の中に入れていただけたらいいんじゃないかなと思います。それで、去年か今年、教育委員会のほうで子どもの権利条約の小学生版、中高生版が多分再発行というんですか、されております。そういう資料もございます。子どもたちのほうがよくそういうことは知っているんですけど、肝心の親の世代、大人の世代は知りませんので、もしページ数がありましたら参考資料に入れていただけたらいいかなと思います。よろしく願います。

○高橋会長 湊さん、よろしいですか。

○湊室長 願います。

○高橋会長 それでは、その他ぜひもう1人よろしく願いたいんですが、ちょっと5分間ありますもので、いかがでしょうか。

○高橋会長 それでは、児玉委員さんをお願いいたします。

○児玉委員 じゃあ5分ということでいただきましたので、ありがとうございます。先ほどいろいろな御意見出の中で、保育士確保とかいうようなことが本当に常日ごろ感じていることで、子育てするのは島根が一番とうたわれるのであれば島根県独特の何かそういう環境を整えるようなことができないかと本当に思うところです。保育士確保は難しいのは、その職につかれないというのがすごく大きいんですね。一旦引いてしまわれるともう二度とつかないとおっしゃいます。ですから、今はもう見つからなくて本当に困っているような状況があるんですけれども、保育現場で大変にきゅうきゅうとした現状があるのではないかなということも思います。今おっしゃるように、研修に出ようと思うと補充は必要でしょうけれど、もうぎりぎりいっぱい保育士の数ですので、出雲市で加配の補助金というのを独自に出しているんですけれども、わずかなことです。そういうような類いのものを島根県で充実させていただいて、少しゆとりある保育現場っていうのが実現できないだろうかということを本当に日ごろ感じております。質の確保とか言われますとやはり研修っていうのはすごく大きいと思います。保育協議会のほうでいろいろ企画をされて研修というのはあるんですけれども、ただどれだけの保育士がそこにえられるかっていったら保育現場が許さないと思うんですね。ですから、少しゆとりある、そして処遇改善費というのは国でついていますが、これも先々本当に見えません。今年度25年度は10分の10についていますが、今度は行政の立場で言いますけれど、来年度また地方負担が出てきます。それがどんどん膨らむんじゃないかと懸念しています。そうすると、独自の施策、市でも独自の施策は打ちにくくなりますし、県は県のお立場で少し県全体を見据えた

何かができないかなという、そういう働きやすい職場にできるように何かができないかなと思うところです。今現場の声を聞きましたけれど、発達障がい児っていうのは本当に6%から7%、それは出雲市ではもう臨床心理士をずっと保育所を巡回してつかむようにしているんですが、もうまさにその数字が出ます。今公立幼稚園のほうからもSOSが出ていますので、来年度からは公立幼稚園のほうも心理士が回るように予算手だてをしているんですけども、そのくらい保育所現場も幼稚園現場もそうだと思うんですけども、恐らく10年くらい前と現場が違ってきていると思います。それに対応するような人的環境っていうのを、これも早急に準備する必要があるのではないかなと。財政支援がどうしても必要になってくるので、一部、中山先生から島根県頑張っているよとおっしゃる部分に加えて、そういう面でも御配慮いただけないかなと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長 4時ということで進めさせていただいております。もう時間がもうすぐということになってきておりますので、御意見まだまだたくさんあろうかと思いますが、ぜひもしございましたら事務局のほうにお話しいただけてというように思っております。

それでは、この議題につきましては以上で終了をさせていただきます。

続いて、その他のところに移らせていただきたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。

○渡邊調整監 その他でございますが、手短に。資料5でございます。冒頭の資料説明でも御紹介をいたしましたけども、今25年度の3月ということでございまして、本日、今2回目の会議を開催させていただいたところです。その後、26年の秋、今年の秋にはこの計画の大枠を策定する必要がありますということでございまして、内容の検討を本日はいただきました意見等も踏まえていろいろと修正を加えたり、あるいは文言を加えたりするということを必要としておりますので、そういったものをお示ししながら来年度中に確定をしていくということで、委員の皆様方におかれましては本当にお忙しい中御協力をいただくことになろうかと思いますが、こういったスケジュール感でやっていきたいと思っておりますので、御協力いただければということでお示しをさせていただいております。よろしく願いいたします。

○高橋会長 それでは、基本的には本日お示しいただいた骨子案というものを前提として具体的にこれから検討を進めさせていただくということでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。



それでは、マイクのほうをお返しいたします。

○渡邊調整監 どうも高橋先生、長時間にわたりましてありがとうございました。次回の開催でございますが、冒頭にお示ししたときは2月に2回目、3月に3回目というようなこともお示ししていたのですが、3回目につきましては年度を超えまして4月に予定させていただければと思っております。4月につきましては、皆さん新年度ということで何かと今の段階でスケジュールが決めかねるということもございましょうから、改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に健康福祉部長の原から一言お礼を申し上げます。

○原部長 長時間にわたり、たくさんの意見をいただきましてありがとうございました。まだまだ意見が言いたかったということもあろうかと思いますが、何なりとまた事務局のほうに御意見等をまた頂戴すればいいかなと思います。私どもなかなか現場の実情というのを十分に把握できてない部分もございます。こうして皆様方からそういった意見を聞くことによって、いろいろな施策のあり方も検討できるというふうに思っておりますので、今後とも忌憚ない御意見をよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○渡邊調整監 以上をもちまして、第2回島根県子ども・子育て支援推進会議を終了いたします。どうもありがとうございました。